

Title	貞観氏族志の編纂に関する一考察
Sub Title	Historical aspect of the compilation of "Chen-Kuan Shih-Tsu-Chin"
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryoji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.4 (1952. 9) ,p.23(456)- 41(474)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貞觀氏族志の編纂に關する一考察

竹 田 龍 兒

(一)

六朝社會を特徴づけている最も著しい事象は門閥主義の確立盛行といふことであらう。士庶が嚴重に區別され、身分的内婚制が勵行されていた當時の社會において、系譜が重視され、譜學の發達をみたことは當然である。この事は既に周知のところであるが、翻つて中國に於ける氏族書の源流や氏族書編纂の沿革などについての研究状況を眺めてみると、纏つた研究は殆んど見當らず、六朝時代における譜學の發達を説く論者も多くは通志氏族略の序を引用するに止まり、更にそれ以上研究の歩を進めた人は極めて稀である。⁽¹⁾

筆者は今この問題について論ずる心算はないが、叙述の便宜上こゝでも先づ鄭樵の所説から見てゆくことにしたい。隨唐より上は、官に簿狀あり、家に譜系ありて、官の選舉は必ず簿狀に由り、家の婚姻は必ず譜系に由る。歷代並びに圖譜局あり、郎令史を置き以て之を掌らしめ、仍^ナほ古今に博通せるの儒を用ひて撰譜の事を知らしむ。凡そ百官族姓の家狀ある者は則ち之を上り、官は考定をなすこと詳實にして、祕閣に藏し、副は左戸に在らしむ。若し私書に濫あらば則ち之を糾すに官籍を以てし、官籍及ぼざれば則ち之を稽ふるに私書を以てす。此れ古の制の天下を繩するに

貴をして常尊あり、賤をして等威あらしむるものに近し。人の譜系の學を尙び、家に譜系の書を藏する所以なり

と。即ち隋唐以前——主として南北朝時代——にあつては、歷朝みな圖譜局なるものを置いて郎や令史をして系譜の調査に當らしめたばかりでなく、屢々當代の通儒を招聘して撰譜の事を管掌せしめていたとも傳へられる。ところで鄭樵の右の記述は恐らくは南史の賈希鏡傳や王僧孺傳などを主要な材料とせるものに相違あるまい。賈希鏡傳によると希鏡の祖父弼之は、東晋の孝武帝の太元年中に、朝廷から令史や書史を給せられて從來獨力でやつていた譜誌編纂の事業を完成したが、その出來たところの譜誌は祕閣及び左戸曹に收藏されるに至つた旨が記されている。この場合は嚴密に言へば官撰とは稱し難いやうに思はれるが、王僧孺の場合は立派に勅撰といふことが出来る。彼は梁の武帝の時、北中郎諮議參軍から西省に入つて撰譜の事をツカサド知り百家譜を改定した。彼が考定した百家譜はこれを十八州譜（七百十卷）と稱し、他にも百家譜集抄十五卷や東南譜集一卷などの著が加あつたといはれている。

南北朝を通じて歷朝に圖譜局なるものが置かれていたかどうかは疑はしいにしても、尠くともある時期にはそれに近い事實が在した如くであるから、鄭樵の述ぶるところも大體において當を得ていると申してよろしからう。

隋代には官撰氏族書は作られなかつた如くであるが唐では前後四回にわたつて勅撰をみている。即ち貞觀氏族誌（太宗の貞觀十二年・姓氏錄（高宗の顯慶四年）・氏族系錄（玄宗の開元元年）・元和姓纂（憲宗の元和七年）の四種がそれである。そのうち現存するものは元和姓纂のみであるが、それさへも甚だ不完全な形で傳つてゐるに過ぎない。

大體氏族書は、その様式に多少の差異はあるにしても、それが地方的又は全國的にすべての士族を網羅せるものであることには變りはなく、且つその本質はそれが士籍たる點に存していることは嘗て今堀誠二博士の指摘された通りであ

る。⁽²⁾抑々氏族書が勅撰されるといふことは時の政權所有者が士族制を容認していたことを物語るものであり、この意味に、⁽²⁾おいて唐朝は決して士族制を根本的に否定せんとする意圖を有するものではなかつたと言はざるを得ないのである。

(二)

今こゝに貞觀氏族志編纂の事情についていさゝか考察を試みようとするに當り、先ず太宗が氏族志の撰修を命ずるに至つた動機から検討してゆきたいと思ふ。太宗が氏族志の編纂を志すに至つた動機として傳へられるところは兩唐書の高儉傳、李義府傳、貞觀政要、資治通鑑、唐會要などに見えている他、全唐文には太宗の刊正氏族詔⁽³⁾が収録されていて人のよく知るところである。こゝには貞觀政要を引用して置く。

貞觀六年、太宗尙書左僕射房玄齡に謂ひて曰く、このごろ山東の崔⁽⁴⁾、盧、李、鄭の四姓あり、累葉陵遲すと雖も猶ほ其の舊地を好みみて自ら矜大にし稱して士大夫となす。女を他族に嫁する毎に、必ず廣く聘財を索め、⁽⁵⁾多きを以て貴しとなし、數を論じ約を定むること市賈に同じく、甚だ風俗を損じ禮經を紊るあり。既に輕重宜しきを失ふ。理須らく改革すべしと。乃ち吏部尙書高士廉、御史大夫韋挺、中書侍郎岑文本、禮部侍郎令狐德棻らに詔して姓氏を刊正せしめ、普く天下の譜牒を責め、兼ねて史傳に據憑して其の浮華を剪り、其の眞偽を定め、忠賢者は褒進し、悖逆者は貶黜し撰して氏族志をつくしむ。⁽⁶⁾

即ち山東の崔盧李鄭らの舊族は時代の大きな變動に遭遇して舊來の特權的な地位を喪失して了つてゐるにも關らず、依然として空虛な門地を恃んで通婚を求め來る者に對しては莫大な支度金を要求するといふ有様であつたから、太宗は

その風教を損ふこと甚しいものあるのを怒つてこれを是正すべく姓氏を刊正することゝしたといふのである。全唐文に収めているその時の詔にも、

朕夙夜競惕として政道に憂勤し、往代の蠹害は咸すでに懲革せり、たゞこの弊害のみ未だ盡く變ずる能はず。自今以後、明かに告示を加へ、嫁娶の序を識りて禮典に合せんことを務め朕が意に稱へしめよ。と述べている。

然し眞に山東の舊族の賣婚にも等しい眼に餘る破廉耻行爲を禁止しようといふのならば、この方法は果して最も有効適切なものであつたかどうか疑はしいとみなくてはならない。

通鑑の高宗顯慶四年十月の條によれば、

壬戌詔して後魏の隴西の李寶、太原の王瓊、滎陽の鄭溫、范陽の盧子遷、盧渾、盧輔、清河の崔宗伯、崔元孫、前燕の博陵の崔懿、晋の趙郡の李楷らの子孫は自ら婚姻を爲すを得ず、仍ほ天下の女を嫁し財を受くるの數を定め、陪門の財を受くるを得るなからしむ。(マ)

とあつて、こゝに始めて聘財(結納金)の法定標準價格がきめられ、且つ財婚禁止に關する具體的な措置が取られるに至つたのであるが、それさへも例の李義府がその子のために山東の名族に婚を求めて拒絶されたのを恨んでかゝる報復的な手段に出たものであると傳へられる。しかもその結果は「然れども族望、時の尙ぶ所となり、終に禁ずる能はず」と通鑑に記されているのをみれば殆んど無効に終つた如くである。

か様な次第で、當時山東の舊族の間に見られた賣婚の弊風を矯正しようとした太宗の意圖は結局

成功をみなかつたのであるが、太宗が氏族志の編纂を命ずるに至つた抑々の動機なり眞意なりは果して傳へられる如き純粹に倫理的な意欲から出發せるものであつたかどうかについて多少の疑問を感じる。固よりさうした意圖が全然なかつた譯ではあるまいけれども、恐らくそれはどうやら口實に過ぎないものであつて、裏面にはもつと複雑な感情が藏されてゐる様に察せられる。

唐初、山東の士族が殆んど政權から脱落して了つていたことはさきに布目潮風氏によつて論證されて明かなところである。⁽⁸⁾ところがこれに反して彼らの社會的聲望に至つては殆んど唐末に及ぶまで失はれることなく維持されてきたのであり、かの文宗が直源、臨眞二公主を士族に降嫁せしめんとするに當り宰相に向つて「民間婚姻を修むるに官品を計らずして閥閥を上とす。我が家は二百年天子なるに顧⁽⁹⁾つて崔盧に及ばざるか」と嘆聲を洩らしたといふ話は餘りにも有名である。

唐室自らは隴西の李氏なりと稱してはいたが、⁽¹⁰⁾その頗る疑ふべきであることは今日内外の學者の等しく説くところであり、恐らくは唐時にあつても唐室の隴西李氏説は士族の間では餘り信用されてはなかつたのではないかと推察される。それはとも角として、唐の帝室にとつて、社會的聲望において遙かに自己を凌駕する名族の存在することは確かに好ましからぬことであつたに相違ない。しかも太宗は「われ山東の崔盧家とあに舊嫌あらんや⁽¹¹⁾」と山東の舊族に對して固より何ら他意を有するものでないことを述べているのであるが、彼が山東の士人に對して或種のわだかまりを懷いていたことは次に引用する通鑑の記事からも否定し難いものがあるやうに思はれる。

上、嘗て語りて關中・山東の人に及び意同異有るといふ。殿中侍御史義豐の張行成跪きて奏して曰く、天子は四海を

以て家となす。當に東西の異あるべからず。恐らくは人に示するに隘きを以てせんと。上其の言を善しとし、厚く之に賜ふ。⁽¹²⁾

通鑑によれば或る時太宗は洛陽の刺史名振の爲人を驗めさんがために伴り責怒してみせたとき、太宗の口をついて出た言葉は「山東の鄙夫、一刺史を得て以て富貴極まれりとなすか⁽¹³⁾」といふのであつたが、この「山東の鄙夫」云々といふ罵言こそは、山東の士族に對する太宗平生の詐らざる感情をはしなくも露呈したものに他ならないと思ふ。若しこの觀察にして幸に大なる錯誤がないならば、次に我々は太宗の山東の士族に對するかゝる對抗的な感情は一體何に由來するかを考へてみたい。

この問題に關聯して思い出されるのは唐書韋雲起傳の左の記事である。

大業の初、謁者に改められ、建言すらく、今朝廷には山東の人多く自ら門戸を作し下に附み上を岡ひ朋黨をなせり。

其の端を抑へずんば必ず政を亂さんと。因りて姦狀を條陳す。煬帝、大理に屬して推究せしむ。こゝに於て右丞郎蔚之、司隸別駕郎楚之ら皆坐して免めらる。⁽¹⁴⁾

隋書にはこの事は見えてをらないので事實の真相は知悉し得ないけれども、山東派官僚の姦狀を摘發した韋雲起は京兆萬年の人であるところから察するに、これは當時における隋朝政府内の關中（關西）派と山東（關東）派との對立を示唆するものゝ如くに感ぜられる。か様に考へることが若し不都合でないとするならば、どうして兩者の間に對立的な感情が醸成されるに至つたかを更に探究してみる必要があらう。

(三)

通鑑卷一九五に見えている太宗の次の言葉はこの事を考へる上に重要な手掛りを與へるものである。曰く、高氏は偏して山東に據り、梁陳は僻して江南に在り、人物有りと雖も何ぞ言ふに足らん。況んや其の子孫、才行衰薄し官爵陵替するをや。

これは太宗が第一次撰上の氏族志を大いに不満なりとして編纂者に改編を命じたときの言葉の一節であるが、その激しい語調の中からして我々は彼の山東及び江南に對する可成り強い反感めいたものを感じ取ることが出来るのである。太宗にとつては、山東に據つた高氏の北齊も江南の梁・陳も單なる一地方政權にしか過ぎないものであつて、中國の政沼及び文化の中心は關中を措いて他にはなかつたのである。太宗のこの氣持は殆んど信念に近いものであつたとさへ考へられるのであるが、一體かゝる信念は如何にして養はれるに至つたものであらうか。私はその由來するところ稍々遠いものがあるのを思ふのであつて、その素因は陳寅恪氏の所謂宇文泰の關中本位政策のうちこれを見出し得ると信ずる。

宇文泰の西周が建國の當當初に於いて大なる苦境に立つていたことは岡崎文夫博士の魏晉南北朝通史に、元來北周は其國を建てた初に當つては東は北齊より北は蠕々族より共に壓迫を蒙り、且物資の貧弱な陝西の一隅に孤立して居るので、其勢力は最弱い。而もよく其自立を全うすることが出来たのは、宇文泰の全般の規畫に負ふ所多きは勿論であるが、就中府兵の制度を設けた點は最時にとつての良策であつたと思ふ。⁽¹⁵⁾

と記されているのを見ても判ると思ふが、この難局を打開して國運の發展を圖るために宇文泰の採つた政策には大いに
見るべきものがあつた。今その一々について詳述する暇がないので、こゝには現代中國における有数の史家である陳寅
恪氏のこれに關する所説を要約紹介するに止めたい。氏はさきに隋唐制度淵源略論稿及び唐代政治史述論稿の二著を刊
行されたが、その中で宇文泰の政策に關して次の如き卓拔な見解を發表している。即ち荒殘僻陋の關隴地區に據つた北
周は、東の北齊や南の梁・陳に拮抗してゆくためには、何よりも先づ領内の胡漢諸族を融合して強力な生活集團を結成
することが必要であつた。そこで彼宇文泰はその配下の六鎮の鮮卑族と胡化の漢人とを共同の利害の下に置くと共に、
精神的にも兩者は同じ根源から出たものであるといふ信念を植付けることに力めた。それと同時に他方においては、歴
史に依附して、關中こそは漢文明發祥の地なりといふ強い誇りを懷かしめることにより北齊や陳に對する對抗意識をか
き立てたのである。北齊や陳に對する對抗意識は官制や兵制の上からもはつきりと窺ふことが出来る。即ち北周では漢
魏以來の制をすて、周禮に基いて三公三孤を置いたり六卿をして庶務を分掌させたりなどしたが、これらは何れも高
氏治下の鄴都や建康に據る南朝のそれとは異なる別系統の文物制度を打ち樹てようと企てたものであらうと解釋されてい
る。また彼が自己と共に西遷してきた漢人功將らの郡望をすべて關隴に移したり、その本姓を虜姓に改めさせたのも、
すべて漢蕃の一體化を目指した方策の現れに他ならないのである。⁽¹⁸⁾陳寅恪氏が關中本位政策と稱しているのは宇文泰に
よつて計畫實施されたこれら一連の政策を指すものである。氏はまた唐初に於ける將相文武大臣らは大抵西魏北周以來
の世業を繼承せる人々で、何れも宇文泰の關中本位政策の下に結集され來つた集團の子孫に他ならないとも言つてい
る。無論唐室もまたその例に洩れるのではなく、或は郡望を趙郡から隴西に改めたり、一時蕃姓大野を稱したりなど

したことが明かにせられているが、隋末にこの一派の棟領として敢然蹶起して遂に政權を掌握するに至つたものである。かやうに見來れば太宗の山東の人士に對する對抗意識はその由來するところまことに遠いものがあると言はざるを得ない。

周知の如く唐は官吏任用の方途として國家試験制度を採用してをり、その目的とするところは門閥主義を打破して中央集權を確立するにあつたと言はれている。然し當時の試験制度は情實の支配するところとなつて頗る公正を缺いていたことは著名なる事實で、唐代の科擧は動もすれば舊貴族制の補強工作たるの觀があつたと稱せられているのもこれがためであると思ふ。⁽¹⁷⁾この様に唐朝の對貴族政策には甚だ不徹底なものがあり、貞觀氏族志の改編の問題にしても等級の順位を變更しただけで事は解決しているのである。貞觀氏族志では傳統的な家格本位の立場が止揚されて新たに官品主義の原則が打ち建てられたと言はれるけれども、果してそれが實際にはどの程度遵守勵行されたかは一應これを疑つてみる必要があらう。固より太宗は機會ある毎に國家權力の伸張を圖らうと企てゝいたに相違なからうが、彼が氏族志の編纂を志すに至つた眞意は寧ろ帝室そのものゝ權威を高めようとするにあつた如くに思はれる。

(四)

貞觀氏族志は貞觀十二年に世に領行されたが、高宗のとき權臣李義府が自らを士族の列に加へんがために新たに作つた姓氏録を通行普及せしめんとして天下の氏族志を收めて悉くこれを焚いたと傳へられて⁽¹⁸⁾いる。そのためであらうか貞觀氏族志は早く散佚して了つて南宋時代に全くその存在を認め得なかつたことが洪邁の容齋四筆に記されている。

ところが今から三十年程前にその殘簡と覺しいものが敦煌石室の遺書の中から發見されて學者の注目するところとなるに至つた。現在、氏族志殘簡と推定されているものに三種類があり、その一つは國立北平圖書館の所藏にかゝり、他は巴里の國立圖書館に收藏されているペリキ博士蒐集文書中のもので、後者は京大の那波利貞博士によつて始めてその存在が我が國に紹介されたものである。これらは何れも氏族志研究の根本資料として貴重なものではあるが、如何にせん餘りにも斷片的であつたり、またそれが氏族志の本文ではなかつたりするため、氏族志の原形を復元することは困難より、これを推定することさへ不可能に近い有様で、畢竟氏族志の研究は資料の不足のために大なる困難に逢著しているのである。

そこで眼を轉じて次に氏族志編纂の資料について考へることにしたい。さきに引用した貞觀政要の中に「普ねく天下の譜牒を責め兼ねて史傳に據憑し、其の浮華を剪り其の眞偽を定む」とあつたが、これと同様の記事が兩唐書の高儉傳にも見えてをり、これによつて唐朝政府が天下の士族に命じて家譜を上らしめたことが知られる。更にこの推測を裏書きするものに唐末の人羅隱の次の文がある。

(貞觀) 七年、天下に詔して民の氏族源流を貢せしむ。公、家譜を録して郡に詣り、沈懷遠ら數家と京師に連保す。⁽¹⁹⁾ 右の文中、七年とあるのは恐らくは六年の誤りであらう。唐代の文献にはこれ以外にこの事に觸れたものは見出し得ないけれども、當時は圖譜局などいふ機關が常置されていた譯ではないから氏族志の編纂に際して參考資料乃至は資格審査資料提出を命じたであらうことは先づ疑ひのないところと思ふ。

(五)

ところで近世の族譜の中にもこれと關係あるが如くに認められるものが、二三存しているので、以下これについていさゝか卑見を述べて諸賢の御叱正を得たい。嘗て牧野巽博士は「明清族譜研究序説」の中で「族譜の中には晉唐の序文を傳へてゐるものも二三あるし、また唐代の門地審査狀を傳へてゐるものが四五ある」と述べられたが、その門地審査狀こそ私のいふ族譜中に見出される氏族志關係資料に他ならないと認められる。残念乍ら博士は肝心の族譜名を擧げてをられないので、博士のそれと私のみたものとの間の異同を明らかにすることが出来ないが、博士の調査されたものは主として東の東方文化研究所の藏本の如くであるのに對して私の調べたのは國會圖書館所藏のものばかりであるからその間に或は多少の相異があるかも知れない。

今日までに私の眼に觸れたものは晉代と唐代のもの各三種宛で、そのうち唐代のものは、(一)山陰安昌徐氏宗譜(光緒甲申重修)、(二)吳趨汪氏支譜(宣統庚戌重修)、(三)歐陽氏六宗通譜、に見えているのがそれである。先づ徐氏宗譜所載のものを原文のまゝ左に録出して置かう。

敕贊

唐太宗

敕賜姓氏譜牒徐氏子孫徐宗興等

應敕詔上表

貞觀六年十一月

門下平章事 溫 彥 博

吏部尙書 高 士 廉

舍 人 徐 會 士等

奉

敕定四海氏族自周秦以來分別較量信安縣徐宗興徐孝安徐藩徐文豐徐方旣徐士休徐子良徐瑤越州徐子奎徐奎文徐玠婺州金華縣徐大品徐徹徐景興奉川徐趣等謹依家譜開說所生世裔併狀申上臣宗興等徐姓出東海郡偃王之後本居海州上祖元泊居東陽太末縣後元泊公至琪官爵不絕一州之內姓爲甲門伏乞勘驗謹錄以聞

原文に誤寫でもあるのかよく讀めない箇所も存するが、同書卷二の徐氏家譜實錄の條にも「唐興るや、大姓巨宗沿流源を失へるを愍み、貞觀六年詔して四海氏族を修定し」云々と東海の徐宗興らが詔勅に應じて家譜を上つた次第を述べている。この一文はその年代や内容からみて貞觀氏族志の編纂と關係があるに相違ないことは誰の眼にも明かであらう。然し果してこれが信憑し得るものかどうかは問題であつて、我々はこれを形式と内容の兩面から検討してみる必要があるが、古文書學の知識に乏しい筆者としては形式的な側面に關する批判は差控えるより他はないから、専ら内容について検討を加へてみたい。

先ず冒頭に名を列ねている三人のうち門下平章事の溫彥博と舍人の徐僧士とについて考へてみることにする。唐書の傳によると溫彥博は貞觀四年から十年まで中書令の職にあつたことが明かであるから、貞觀六年に門下平章事（同中書門下平章事の誤りであらう）であつた筈はなく、且つ平章事なる名稱が生れたのは通鑑によれば、高宗の永淳元年四月

丁亥のことゝあるから、左の記載は甚だ疑はしいものとなる。舎人の徐會士の方はどうかといふに、この人については全く知るところがなく、他の族譜類、例へば(自)の歐陽氏六宗通譜や義烏一都清河貝氏族譜(光緒丙子重修)、績谿廟子山王氏譜(民國二十四年)、長巷沈氏宗譜などでは貞觀氏族志の編纂者の一人として徐令言なる人物が高士廉らと名を列ねているのが見出される。この徐令言と徐會士との間に如何なる關係があるかは明かではないが、兩者とも信賴すべき氏族志關係の文献にはその名が見えていないから何かの訛傳に相違あるまい。

東海郡(海州)の徐氏は廣韻では徐氏の六望の一に數へられてはいるが、氏族志殘簡にはその名は見當らず、六望中僅かに瑯邪と高平と濮陽の三者が見えているのみである。殘簡にその名が見える見えないは、それによつて直ちに士族か否かを判定するに足る程決定的な意味をもつものでは固よりないけれども、やはり士族の社會的聲望を評價すべき一つの據り所となるものである以上、東海の徐氏がそれに登録されていないといふことは右の表文の信憑性にも多少の影響を及ぼさないでは置かないであらう。宗譜の記すところによれば太宗は徐氏に對して姓譜(姓氏譜牒ともいふ)に御筆の贊まで添へて下賜されたことになつてゐる。太宗の勅贊と傳へられてゐるのは次の如きものである。

根生少昊 枝出臯陶 詵爲後穆 誕於於昭 秦稱上國 滅號康朝 邈以先墓 遙思昔祖
千年承蔭 美哉家譜 傳之萬代 流芳千古 英英獨秀 皎皎孤峰 時榮在己 後裔邕邕

果してこれが贊の體をなしているかどうかも私にはよく判らない。それよりも姓譜を勅賜されたといふのは一體どういふことを意味するのであらうか。さきに提出した族譜が首尾よく審査に合格して太鼓判を捺されて返されてきたのだと解すべきか、それとも貞觀十二年に領行された氏族志を一部宛下賜されたといふのであらうか、恐らく前者の意味か

と思はれるが、左様な事實が實際にあつたといふことを知らないから、しばらく疑ひを存して置く。

また太宗の勅贊にしても門地審査に合格したものにすべて同様の恩典が與へられたものならばとも角、徐氏のみが獨りかゝる殊遇に浴したとするならば、それには然るべき理由がなくしてはならない筈であるが、それは容易には見出し難い様に思はれる。以上述べ來つたところのみによつても、徐氏宗譜の一文の遽かに信じ得ないものなることは略々明かであらう。

(六)

次に吳趨汪氏支譜所載の唐越國公上譜表といふのを紹介したい。これには「貞觀十二年に、太宗が吏部尙書高士廉らに命じて姓氏族誌を撰せしめ、それを天下に領行されたが、その際に越國公も譜を添へて上表された」といふ意味の言葉書きが付いてをり、本文は次の如くである。

臣華言。臣上奉明詔。責臣家狀姓譜。齊貴賤之由來。品源流三優劣。德懋懋官。功懋懋賞。臣伏閱舊譜。分封創于姬且。得姓始于汪侯。枝葉相承代膺簪紱。或騰芳周室。或著義秦朝。冠冕蟬聯。悉稱良最。暨漢建安之歲。臣十三代祖父文和。膺榮墨綬。治任會稽。遂居江左。牧守建撫之榮。令書握蘭之望。源流不惑。代次無疑。如臣何功蒙恩。再錫信圭。授左翊衛白渠府統軍。以備宿衛。臣今謹繕寫一通。具婚姻職狀進表以聞。臣華誠惶誠恐。頓首謹言。

この上表文は全く日付を缺いているが、その性質上どうしても貞觀六年乃至七年のものともみなくてはならない。これをさきの徐氏宗譜のそれと比較してみても先づ第一に氣の付くことは、兩者の間にその形式に可成りの相違が存すること

である。凡そかゝる上表文には一定の様式があつたは相違ないと思はれるのであつて、このうち何れがより方式に適つてゐるかは専門家の教示に俟つより他はないが、素人目には後者の方が形式的には整つてゐる様に感じられる。

汪氏支譜にはこの他に、東晋の成帝の咸康二年の門地審査状や武德四年九月の日付のある越國公奉籍歸唐表と唐高祖封越國公誥、開成四年の唐舊譜序を載せていて新安の汪氏が如何にも由緒ある家柄であることを仄めかせてゐる。ところで右の表文を奉つた汪華なる人物については、兩唐書にはその專傳はなく、わづかに杜伏威傳や王雄誕傳によつてその行實を窺ひ得るにすぎない。すなはち王雄誕傳によれば、

歙州の首領汪華、隋末本郡に據つて王を稱すること十餘年なり。雄誕、軍を廻して之を擊つ。……(華)窘急し面縛して降る。

とあつて、彼は隋末の群雄の一人であつたが、後に唐に降つて越國公に封ぜられたものらしく、それ以上には大した事蹟も知られてゐない。汪氏支譜には祖先の一人として漢の會稽の令であつたといふ汪文和や東晋時代の丹陽の太守淮安侯汪旭の名を載せてゐるが、正史にはこれらの人々の名は見えてをらず、史姓韻編をみても汪氏にして唐代以前にその名の顯れてゐた者が一人もいなかつたことが知られる。明の宋濂の宋學士文集に見える汪澤民なる人の神道碑には、

汪氏は其の先は新安歙縣の人なり、唐より以來官族となる。⁽²¹⁾

とあり、宋の汪藻の浮溪集にも、汪氏は五代宋初には顯れなかつたが、その彼に至り子孫の進士に合格して顯官となるものが多く出る様になつたことが記されてゐる。⁽²²⁾ 様な次第であるから氏族志殘簡に汪氏の名が見えてをらずとも決して怪しむに足りないものであつて、唐初においては新安の汪氏は士族の列に加へられてはいなかつたのではあるまいか

とさへ考へられる。さうだとすると汪華の上表文もまた大いに疑ふべきものとなるのではあるまいか。

(七)

最後に歐陽氏六宗通譜のそれについて簡単に述べて置きたい。渤海の歐陽氏は、前二者とは異り、氏族志殘簡にもその名が見えているから歴とした士族には相違ないが、通譜に載せている唐譜表なるものは、形式上からも、内容の點からも疑念を挿すべき餘地が存在し大いに検討を要するものがある様に認められる。通譜の編者の識語によると「往年、本派の託・堂の誤りを證するに因りて、族を訪ねて永和に至りぬ。宗老の鑑は乃ち譜に嫻^{ナラ}へる者なるが、此の一通を出して示さる。楷書は誥勅のごとく、楮も亦常璽に異れり。宛然必ずや唐の太宗の時、率更令公に頒たるゝところのものならんと識りぬ、」云々とあつて、如何にもそれが信すべきものであるかの如き口吻を洩らしてはいるが、唐譜表そのものを讀めばその内容が粗雑で形式的にも甚だ整はないものゝあるのが感取されるに相違ない。

唐譜表は先ず晉の司空崔琳をはじめ歴代の譜學關係者達の名を五人程記したる後

(六?)
唐貞觀元年

中書令	臣	韓	約	上	
吏部尙書	臣	高	士	康	上
中書舍人	臣	綜	令	言	上

勅定歐陽君歷代舊譜開悟^い晚生^{わん}并狀申上入京藏之親疎合屬宗支各錄一道以傳不朽爾蓋譜者姓氏之本系家代之紀綱と書し、それについて歐陽氏の由來や子孫の業績などが述べてあり、最後に

至大唐太宗皇帝貞觀六年勅採訪諸州歐陽氏大族袁吉衡三州歐陽氏者晉時渡江南以來同是一支更無別有也
勅賜歐陽氏家譜付將仕郎守崇長等

大唐貞觀六年十月 日下

と結んでゐる。煩を避けて唐譜表の全文を掲載しなかつたが、そこには中書令韓約だの中書舍人徐令言だのいふ耳馴れない名前が列ねてあつたり、武后や睿宗時代の人の事蹟までが述べてあつたり、天子や年號には一々大唐の三字が冠せてあるなど疑ふべき節が尠くない。これらは傳寫の誤りとは認め難く、恐らくは作爲の不手際さを暴露せるものをみるべきであらう。

以上の實例に徴するに、近世の族譜に見えている所謂門地審査状なるものはその殆んどすべてが額面通りには受け取り難いものである上に、資料としての信憑性さへ甚だ疑はしいものなることが知られる。

これを要するに、貞觀氏族志の編纂に際して朝廷は天下の士族に家譜の提出を命じたものゝ如くであるが、今日それを具體的に立證すべき確實な資料は遺憾ながら未だ發見されないものであつて、この點について同學諸賢の御教示を得ることが出来れば私の最も喜びとするところである。

注(1) 岡崎文夫博士「南朝貴族制の一面」(南北朝に於ける社會經濟制度二四四―二四六)

(2) 今堀誠二博士、「唐代士族の性格素描」歴史學研究九の十一、六四頁。

(3) 全唐文卷六。なほこれと殆んど同文のものが唐會要の卷八三、嫁娶の條に見えていて、唐會要では貞觀十六年六月に作つてゐるが、十六年は恐らくは六年の衍文に相違あるまい。

(4) 崑山の東の地といふ意味で、今の河南・山東・河北の地方をいひ、關東といふので略々同じである。

- (5) 岡本午一氏「唐代聘財考」羽田博士頌壽記念東洋史論叢。
- (6) 貞觀政要 卷七 論禮樂。
- (7) 唐會要卷八三。嫁娶の條にも高宗の顯慶四年十月十五日の詔が収録されている。その文に「自今已後天下嫁女受財、三品已上之家、不得過絹三百匹」云々と見えている。
- (8) 布目潮風氏「唐初の貴族」東洋史研究一〇の三。
- (9) 唐書卷一七二、杜中立傳。
- (10) 唐會要卷三六、氏族の條に「我李氏昔在隴西」云々とみえているのはその一例である。
- (11) 同 上。
- (12) 資治通鑑、卷一九二、貞觀元年十二月の條。
- (13) 資治通鑑、卷一九七、貞觀十八年十一月の條。
- (14) 唐書、卷一〇三、韋雲起傳。
- (15) 岡崎文夫博士、魏晉南北朝通史、六九五頁。
- (16) 陳寅恪氏、唐代政治史述論稿、一四頁。濱口重國氏に「西魏に於ける虜姓再行の事情」(東洋學報二五の三)と題する論考があるが、必ずしもそれと矛盾するものとは考へない。
- (17) 宮崎市定博士、科舉、二三〇頁。
- (18) 舊唐書、卷八二、李義府傳。
- (19) 全唐文、卷八九七、錢氏大宗譜列傳中の楊威將軍錢公列傳。
- (20) 牧野巽博士「近世中國宗族研究」四〇頁參照。
- (21) 宋學士文集卷三、元故嘉義尤夫禮部尙書……汪先生神道碑。
- (22) 浮溪集、卷一九、爲德興汪氏種德堂作記に次の如く見えている。

汪氏世家新安、當唐末五季干戈紛擾之時、衣冠散處諸邑之大川長谷間、率皆即深而潛、依險而居、迨宋興百年、無不安土樂生、於是豪傑始相與出耕而各長雄其地、以力田課僮僕、以詩書訓子弟、以孝謹保墳墓、以信義服鄉閭、室廬相望爲聞家、子孫取高科登顯仕者、無世無之、而汪氏尤其章章者也。

(23) このところの意味がよくわからない。徐氏宗譜には開説所生世裔併壯申上とあり、共にその意味を解し難い。

訪問餘得

——日蓮曼茶羅の證文と庶民史料——

静岡縣興津町の舊家手塚氏を訪問のところ近世庶民史料が數百點保存されて其の若干を拜見した。中でも京都の人が日蓮の三枚繼ぎの大曼茶羅を質物として金六兩を三年間年一割半で借り、遂に其の返済に窮したとて金百兩を以て賣渡している享保元文頃の證文兩三通があつた。恐らく身延山に持参して其の極めを依頼し、更に江戸への旅金のために預け入れたものである。當時の金百兩と云えば今日は何十萬圓にも當る大金で、曼茶羅は保存されているとか。そこでこれが眞筆であれば問題はないが、偽筆と知つてお賽錢の多寡で和尚が極めを書いたとすれば其の冥罰を、京人は詐僞で天罰をまかり蒙つたことであらう。本春身延山で日蓮の遠忌やらが行われたと聞いたから、これに因んで紹介する譯である。なお同家の庶民史料については子息、

東海大學史學科在學の章美君が整理して學界に發表される豫定である。(二七、五、一一)

賣渡し申御本尊まんなら證文之事

一日蓮上人御筆

壹幅

代金百兩者 但し小判也

右之代金只今不殘慥に請取賣濟申所實正也、然上は此御本尊に付親類兄弟之義不及申横合より少たり共構無御座候、勿論拙者代々所持致候本尊に而有之に付、此度無據恩借返済に差詰り御無心申上賣濟申、向後貴殿思召可被成、爲後日證文仍而如件

元文四巳未三月九日(1739)

賣主 ○京御幸町錦上ル町

仲田宮内 印

證人 ○甲州萬澤村

望月與右衛門 印

手塚彌兵衛殿

(武田勝藏記)